

診療所の開設について（個人）

令和6年4月1日 更新

【手続きの流れ】

図面相談（事前） → 診療所開設届（開設後10日以内） → 施設検査

【申請書を提出する前に…】

- ◆沖縄県医療政策課への確認 TEL 098-866-2111
※有床診療所を開設予定の方は、事前に沖縄県医療政策課にご相談ください。
- ◆九州厚生局との事前調整 TEL 098-833-6006
保険医療機関の指定を受ける場合は、九州厚生局にご相談ください。
- ◆那覇市保健所との事前調整
構造設備等が基準に適合しているか事前に確認しますので、計画変更可能な段階で
図面などを持参してご相談ください

診療所開設届

- ◆開設後10日以内に届け出る必要があります。（開設日から起算）
- ◆必ずしも実際の診療開始日とは同一日である必要はありません。
- ◆届出後、現場確認を行います。

【根拠法令】医療法第8条、規則第4条

No.	提出書類	備考
①	申請書	<input type="checkbox"/> 診療所開設届（医師開設）（第16号様式）
②	添付書類	<input type="checkbox"/> 提出予定の申請書の末尾に記載あり。
③	その他 (該当施設のみ添付)	<input type="checkbox"/> 1. 賃貸借契約書の写し（開設者の所有でない場合） <input type="checkbox"/> 2. 建築検査済証の写し（新築の場合） <input type="checkbox"/> 3. 消防設備検査済証の写し（新築の場合） ※1、2、3については、所有者もしくは不動産業者が 原本証明 した写し <input type="checkbox"/> 4..G-MIS 申請（医療機関情報の登録） <input type="checkbox"/> 5. 麻酔科標榜許可証の写し（麻酔科を標榜する場合） ※原本持参 <input type="checkbox"/> 6. 診療用エックス線等の設置届 ※エックス線の申請については、管理者の氏名で申請となるため、 法人名 を記入しないように注意する。 <input type="checkbox"/> 7. 診療所廃止届 ※ 移転もしくは開設者変更の場合 (九州厚生局と廃止日の日程調整必須) <input type="checkbox"/> 8. 診療用エックス線等の廃止届 ※ 移転もしくは開設者変更の場合 (九州厚生局と廃止日の日程調整必須)